佐賀県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十三年十月三日

佐賀県知事 古川康

佐賀県条例第二十八号

佐賀県暴力団排除条例

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例 (平成二十一年佐賀県条例

第十三号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則 (第一条 第六条)

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策(第七条 第十四条)

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置等(第十五条 第十八条)

第四章 暴力団事務所の開設及び運営の禁止(第十九条・第二十条)

第五章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等(第二十一条・第二十二条)

第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止(第二十三条)

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者等の講ずべき措置等 ( 第二十四条

第二十五条)

第八章 雑則 (第二十六条 第三十二条)

第九章 罰則 (第三十三条 第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 を確保し、 定めることにより、暴力団の排除を推進し、 民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を 状況に鑑み、 びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている この条例は、 及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。 暴力団の排除に関し、 暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、 基本理念を定め、 もって県民の安全で平穏な生活 並びに県、 市町及び県 暴力及

(定義)

第二条 号に定めるところによる。 この条例において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各

律第七十七号。 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 以下「法」 という。) 第二条第二号に規定する暴力団をい (平成三年法

- い者をいう。 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しな
- 兀 て公安委員会規則で定める者をいう。 暴力団等 暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者とし
- 五 分をいう。 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部
- 六 県民等 県民及び事業者をいう。
- 七 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 県暴力追放運動推進センターとして指定されている者、 の他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。 関係機関等 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から佐賀 佐賀県弁護士会そ

## (基本理念)

- 第三条 暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団 事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。 不当な影響を与える存在であることを認識した上で、 暴力団の排除は、 県民等が、 暴力団が県民の生活及び社会経済活動に 暴力団を恐れないこと、
- 2 及び協力の下に推進されなければならない。 暴力団の排除は、国、県、 市町、県民等及び関係機関等による相互の連携

## (県の責務)

第四条 ıΣ ながら、暴力団の排除のための施策を総合的に推進するものとする。 県民等の協力を得るとともに、 県は、 前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと 国 市町及び関係機関等との連携を図り

## (市町の責務)

第五条 (県民等の責務) 及び協力して、 市町は、 基本理念にのっとり、 暴力団の排除のための施策の推進に努めるものとする。 国 県 県民等及び関係機関等と連携

第六条 2 は市町が実施する暴力団の排除のための施策に協力するものとする。 市町が実施する暴力団の排除のための施策に協力するよう努めるものとする。 りながら暴力団の排除のための活動に取り組むよう努めるとともに、 県民は、基本理念にのっとり、 によって暴力団を利することとならないようにするとともに、 基本理念にのっとり、その行う事業 (事業の準備を含む。 自主的に、 かつ、 相互の連携協力を図 県又は 県又

対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。 県民等は、 暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(県の事務及び事業における措置)

第七条 ととならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。 県は、 公共工事その他の県の事務又は事業によって暴力団を利するこ

- 県が実施する入札に暴力団等を参加させないための措置
- ために必要な措置として知事が別に定めるもの 前二号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにする 県と契約を締結した者に暴力団等と下請契約を締結させないための措置

(公の施設の暴力団の利用制限)

第八条 当該公の施設の利用の許可をせず、又は当該許可を取り消すことができる。 百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) は、 めるときは、 の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認 (県民等に対する支援) 県又は指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二 当該公の施設の管理に関する事項を定めた条例等の規定により 県が設置した公

第九条 する団体が自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のた めの活動に取り組むことができるよう、これらの者に対し、 指導、訴訟の支援その他の必要な支援を行うものとする。 県は、市町及び関係機関等と連携して、県民等及び県民等に 情報の提供、 より組織

(暴力団排除アドバイザー)

排除を推進するための業務を行わせることができる。 民等が実施する暴力団の排除の取組に対する指導及び助言その他の暴力団の て専門的な知識及び経験を有する者に、 公安委員会は、暴力団の排除の推進を図るため、 暴力団排除アドバイザーとして、 暴力団の排除につ

(暴力団からの離脱を促進するための措置)

第十一条 ずるものとする。 県は、関係機関等と連携しながら、 その円滑な社会復帰を図るため、就労支援その他の必要な措置を講 暴力団員の暴力団からの離脱を

(市町への協力)

第十二条 県は、 市町において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、

市町に対し、情報の提供、 (広報及び啓発) 技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

第十三条 要な広報及び啓発を行うものとする。 要性について理解を深め、 県は、市町及び関係機関等と連携して、 暴力団の排除に関する気運が醸成されるよう、 県民等が暴力団の排除の重

(警察による保護措置)

第十四条 があると認める者に対し、 の必要な措置を講ずるものとする。 り暴力団員等、 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等によ 暴力団員等から依頼された者等から危害を加えられるおそれ その者を保護するため、 警察官による警戒その他

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置等

(青少年に対する教育等のための措置)

- 第十五条 を防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。 暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けること 生徒が暴力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、 同法第百二十四条に規定する専修学校 ( 高等課程に限る。) において、その る中学校、高等学校及び特別支援学校 (中学部及び高等部に限る。) 並びに 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定す
- 2 るため、 加入せず、 力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に 保護者、学校関係者その他の青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴 助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止す
- ものとする。 団に関する知識を有する職員の派遣、 県は、 保護者、 学校関係者その他の青少年の育成に携わる者に対し、 情報の提供その他の必要な支援を行う 暴力

(暴力団事務所に立ち入らせることの禁止)

第十六条 る暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。 暴力団員は、 正当な理由がある場合を除き、 自己が活動の拠点とす

(通報その他の措置)

第十七条 置を講ずるよう努めるものとする。 があると思料するときは、 何人も、 青少年が暴力団員等と交際しており、 状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措 又は交際するおそれ

## (情報提供その他の支援)

必要な情報の提供、 又は青少年の暴力団員等との交際若しくは暴力団への加入を防止するために 県は、県民等に対し、 助言、相談、啓発その他の支援を行うものとする。 暴力団員等の不当な行為による青少年の被害

第四章 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十九条 区域においては、 暴力団事務所は、 これを開設し、又は運営してはならない。 次に掲げる施設の敷地の周囲二百メー

- 学校 (高等課程を置くものに限る。) 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修
- 裁判所 裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭
- Ξ 児童福祉施設 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する
- 四 び同法第十六条に規定する少年鑑別所 少年院法 (昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院及
- 五 社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民
- 七 六 館 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する図書
- 八 察所 博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設 更生保護法 (平成十九年法律第八十八号) 第二十九条に規定する保護観
- 九 で定めるもの を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則 前各号に掲げるもののほか、 特にその周辺における青少年の健全な育成
- 号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域にお 力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のもの いて運営されることとなったものについては、適用しない。 この条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各 前項の規定は、 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及び ただし、

2

として開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

- 条第一項に規定する区域を除く。)においては、 地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層 てはならない。 住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域(前 和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用 暴力団事務所は、前条第一項に規定する区域のほか、 これを開設し、 都市計画法 又は運営し
- 2 同条第二項中「同項各号に掲げるいずれかの施設が設置された」とあるのは、 と読み替えるものとする。 都市計画法第八条第一項の規定により前項に規定する区域が定められた」 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。 この場合におい τ̈́

第五章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(民間の契約からの排除)

- 第二十一条 おいて、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すること とを確認するよう努めるものとする。 となる疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないこ 事業者は、その行う事業に関して契約を締結しようとする場合に
- 2 することなく当該契約を解除できる旨を当該契約に定めるよう努めるものと においては、 事業者は、 その行う事業に関して書面による契約を締結しようとする場合 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告を
- ことが判明したときは、速やかに、 事業者は、 前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団員等である 当該契約を解除するよう努めるものとす

(利益の供与等の禁止)

- 第二十二条 定した者 (以下「暴力団員等指定者」という。) に対し、 してはならない。 事業者は、 その行う事業に関し、 暴力団員等又は暴力団員等が指 次に掲げる行為を
- 下「利益の供与」という。)をすること。 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以
- 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、 前項に定めるもののほか、 その行う事業に関し、暴力団の活動

又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、 の対償のない利益の供与をしてはならない。

- 3 する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。 上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与を 又は暴力団員等指定者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴 事業者は、 前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、 ただし、 暴力団員等 法令
- であることを知りながら不当に優先的な取扱いをしてはならない。 事業者は、 その行う事業に関し、 暴力団員等に対し、その者が暴力団員等

第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

第二十三条 をさせてはならない。 にこれらの規定に違反することとなる暴力団員等指定者に対する利益の供与 から第三項までの規定に違反することとなる利益の供与を受け、 暴力団員等は、 情を知って、 事業者から当該事業者が前条第一項 又は事業者

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者等の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

- 第二十四条 暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。 当該譲渡等に係る契約の締結前に、 付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、 不動産の譲渡等をしようとする者は、 県内に所在する不動産 (以下「不動産」という。)の譲渡又は貸 当該契約の相手方に対し、当該不動産を
- 2 されることとなると認めるときは、 当該譲渡等に係る契約を締結してはなら 当該不動産が暴力団事務所の用に供
- 3 努めるものとする。 うとする場合には、 不動産の譲渡等をしようとする者は、 次に掲げる事項を定めた契約を書面により締結するよう 当該譲渡等に関して契約を締結しよ
- 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- 催告をすることなく当該契約を解除し、 できること 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、 又は当該不動産を買い戻すことが
- をした者は、 前項第二号に掲げる事項を定めた契約を書面により締結し不動産の譲渡等 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明した

4

ときは、 なければならない。 速やかに、 当該契約を解除し、 又は当該不動産を買い戻すよう努め

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第二十五条 言その他の措置を講じなければならない。 約の締結をしようとする者が前条の規定を遵守するよう、その者に対し、 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契

2 媒介をしてはならない。 用に供されることとなると認めるときは、 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、 当該譲渡等に係る契約の代理又は 当該不動産が暴力団事務所の

第八章 雑則

(報告の徴収、立入検査等)

第二十六条 ときは、 職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは暴力団員等その他 暴力団員等その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、 の関係者に質問させることができる。 三条、第二十四条第二項又は前条の規定を施行するため必要があると認める 公安委員会規則で定めるところにより、その必要な限度において、 公安委員会は、第十六条、第二十条第一項、 第二十二条、 又は警察 第二十

- 2 関係者に提示しなければならない。 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、
- 3 と解釈してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたもの

(勧告)

第二十七条 当該違反する行為の中止その他の必要な措置を講ずべきことを勧告すること ができる 公安委員会規則で定めるところにより、 十四条第二項又は第二十五条の規定に違反する行為があったと認めるときは、 公安委員会は、 第二十条第一項、第二十二条、 当該違反する行為をした者に対し、 第二十三条、 第二

2 ない者に対し、 ときは、 いないため暴力団事務所の開設又は運営の防止に支障が生じていると認める 公安委員会は、 公安委員会規則で定めるところにより、 必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 第二十四条第一項、第三項又は第四項の規定が遵守されて これらの規定を遵守してい

(公表)

第二十八条 その旨を公表することができる。 当該勧告に従わないときは、 公安委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、 公安委員会規則で定めるところにより、 正当な理由

( 意見陳述の機会の付与)

第二十九条 意見を述べる機会を与えなければならない。 安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、 公安委員会は、前条の規定による公表をしようとするときは、 当該公表に係る者に対し、

(県が行う契約からの排除)

第三十条 期間を定め、 正当な理由がなく、 を遵守していない者であって、 違反する行為をした者又は第二十四条第一項、第三項若しくは第四項の規定 県は、 県が行う契約から排除するものとする。 第二十二条、第二十四条第二項若しくは第二十五条の規定に 当該勧告に従わないときは、 第二十七条の規定による勧告を受けたものが、 規則で定めるところにより、

(中止命令)

第三十一条 ずることができる。 対し、公安委員会規則で定めるところにより、 公安委員会は、 第十六条の規定に違反する行為をした暴力団員に 当該行為を中止することを命

(委任)

第三十二条 Ιţ 規則又は公安委員会規則で定める。 この条例に定めるもののほか、 この条例の施行に関し必要な事項

第九章 罰則

(罰則)

第三十三条 営した者は、 第十九条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 又は運

第三十四条 は五十万円以下の罰金に処する。 第三十一条の規定による命令に違反した者は、 六月以下の懲役又

第三十五条 若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、 提出せず、 若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、 第二十六条第一項の規定に違反して報告をせず、 若しくは資料を

(両罰規定)

第三十六条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含

ಭ 罰金刑を科する。 用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為を したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の 以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、

2 被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又

阿 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。